

田辺市観光プロモーション動画制作・発信業務委託仕様書

この仕様書は、田辺市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する「田辺市観光プロモーション動画制作・発信業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

田辺市観光プロモーション動画制作・発信業務

2 業務目的

本市が有する観光素材の魅力を視覚的に感じることができるプロモーション動画を制作するとともに、SNS等を通じて発信することにより、本市の認知度向上やWEBサイトへの誘導等を図り、本市への旅行動機を喚起する。

3 業務の内容

以下に基づき、プロモーション動画制作・発信に係る作業の一切を行うこと。なお、上記目的を達するために必要と認められる場合は、予算の範囲内で仕様の変更を可能とする。この場合、公募型プロポーザルにおける企画提案において、その内容及び理由を提案すること。

(1) プロモーション動画制作業務

① 動画の主な用途

ア 市、観光協会、DMO等の観光関係団体が運営するSNS（Facebook、Instagram、Twitter、YouTube等）及びWEBサイトへの掲載

イ (2) プロモーション動画発信業務における情報発信

ウ 各種催事、観光施設等におけるモニターへの投影

② 動画の種類・規格・構成等

ア 別紙「田辺市観光プロモーション動画 テーマ一覧」を参考に以下の動画を制作すること。なお、取材スポット・時期など、映像制作における重要事項は甲と協議のうえ、決定すること。

動画の種類	再生時間	本数
テーマ別ショートムービー	60秒以内	16本
ダイジェストムービー熊野古道版	3～5分程度	1本
ダイジェストムービー田辺市全体版	3～5分程度	1本

イ 動画の主な用途を踏まえた構成とすること。特にテーマ別ショートムービーについては、短い時間でも魅力を感じることができ、かつWEBサイト等への遷移を促進することができる構成とすること。

ウ 画面縦横比は16：9とする。

エ 解像度はフルハイビジョン以上とする。

オ 各動画には、原則、映像の撮影場所を日本語、英語の2言語のテロップを入れること。

カ BGM等音楽素材の使用に際しては、基本的にオリジナル又はフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは乙において行うこと。

③ その他動画制作に係る留意事項

ア ドローンなど、映像制作をするための最新鋭の機材や映像技術を活用するなどして、視聴者の心をつかむような映像に仕上げること。

イ 映像制作にあたっては、基本的に新規撮影を原則とする。ただし、業務の目的を達するために適当と認められる場合は、乙が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。また、季節や天候、新型コロナウイルス感染症の影響等により撮影が難しい場合、適当な映像が撮影できなかった場合等においても、乙が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。なお、借用映像等を使用する際の手続き等は、乙において行うこと。

ウ 撮影場所等において必要となる調整及び撮影許可等の各種手続きは、甲乙協議のうえ、いずれかにおいて適切に対応すること。

エ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きは乙において行うこと。

オ 各動画について、映像・ナレーション・テロップ等内容の一切について、甲における内容確認及び修正指示の機会を2回以上設けること。

(2) プロモーション動画発信業務

ア 制作した動画を視聴してもらうための発信方法について提案し、実施すること。

イ 動画の拡散力や訴求力が高まる工夫（例：SNS広告、著名なフォトグラファー・モデル・ユーチューバー・インフルエンサーの起用等）を取り入れ、視聴回数の増加やWEBサイト等への遷移促進に繋げること。

ウ 動画のテーマに応じ、効果的なタイミングで発信することとし、発信時期については、甲と協議のうえ決定すること。

4 納品

(1) 成果物

ア 非圧縮の映像マスターデータ一式（HDD等）

イ ウェブアップロード用

フルハイビジョン形式の映像データ及びモバイル等での使用を想定し軽量化した映像データ、テキストデータ等、その他作品に使用した全データを納めたSDカード2枚

ウ 再生用

DVD 10枚、SDカード2枚

(2) 納期

令和7年2月28日(金)

(3) 納品場所

田辺市新屋敷町1番地 田辺市観光振興課内

5 運営管理

乙は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、甲への状況報告等）を徹底すること。

6 留意事項

ア 成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、甲に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続を行い、使用料等の負担及び責任は乙が負うものとする。

イ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、甲に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

ウ 甲は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、SNS、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、放送等）することができることとする。

エ 成果物は、甲が認めた第三者が、田辺市の観光の魅力を広く紹介・PRすることを目的に二次利用する場合がある。

オ 業務完了後に、乙の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、乙は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は乙の負担とする。

カ この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、乙は甲と協議を行うこと。

キ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、甲又は第三者が損害を受けた場合は、全て乙の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。

【別紙】田辺市観光プロモーション動画 テーマ一覧

NO	カテゴリ	内容	区分・テーマ	撮影素材の例	再生時間
1	世界遺産 熊野古道	熊野古道めぐり地図帳を参考に、セクションごとの見どころや楽しみ方を表現する映像を制作すること。 セクションごとの映像（60秒以内）と全セクションを盛り込んだダイジェスト版（180～300秒程度）を制作すること。	紀伊田辺～滝尻王子（北郡越）	三栖王子、鮎川王子、住吉神社、北郡越など	60秒以内
2			紀伊田辺～滝尻王子（潮見峠越）	長尾坂、水呑峠、捻木の杉、潮見峠など	60秒以内
3			滝尻王子～継桜王子	滝尻王子、胎内くぐり、乳岩、高原、牛馬童子、近露、野中の清水、継桜王子など	60秒以内
4			継桜王子～発心門王子	草鞋峠、蛇形地藏、湯川王子、三越峠、猪鼻王子など	60秒以内
5			発心門王子～熊野本宮大社	発心門王子、水呑王子、伏拝王子、ちょっと寄り道展望台、熊野本宮大社、大齋原など	60秒以内
6			赤木越・大日越	船玉神社、鍋割れ地藏、湯の峰温泉、月見ヶ丘神社など	60秒以内
7			熊野本宮温泉郷	湯の峰温泉、渡瀬温泉、川湯温泉	60秒以内
8			熊野古道ダイジェスト	紀伊田辺～熊野本宮大社	3～5分程度
9	龍神温泉	龍神温泉を軸に、周辺観光地等を組み合わせた旅モデルを表現する映像を制作すること。	－	温泉、宿、道の駅、食、高野龍神国定公園、レンタサイクルなど	60秒以内
10	海	絶景・夕日・海水浴・アクティビティ等の田辺の海の楽しみ方を表現する映像を制作すること。	－	天神崎（夕日、リフレクション等）、扇ヶ浜（海水浴、ビーチスポーツ等）など	60秒以内
11	山・山歩き	エリア毎にテーマに応じ、山と周辺観光地等を組み合わせた旅モデルを表現する映像制作すること。	山と街（旧田辺市）	ひき岩群、高尾山、市街地街歩きなど	60秒以内
12			山と自然（旧大塔村）	百間山、安川渓谷、キャンプ施設など	60秒以内
13			山と温泉（旧龍神村）	龍神岳・護摩壇山、龍神温泉など	60秒以内
14			森林体験	育林体験、あかね材ワークショップなど	60秒以内
15	キャンプ	豊かな自然や周辺観光地、地域産品等を組み合わせた、本市ならではのキャンプの楽しみ方を表現する映像を制作すること。	－	丹生ヤマセミの郷、宮代オートキャンプ場、大塔青少年旅行村、百間山渓谷キャンプ村、川湯キャンプ場、おとなしの郷	60秒以内
16	市街地・街歩き	歴史的スポットや市内商店、産品、自然等、市街地周辺の魅力を組み合わせた旅モデルを表現する映像を制作すること。	－	闘雞神社、南方熊楠顕彰館、植芝盛平記念館、飲食店、菓子店、味光路など	60秒以内
17	梅酒ツーリズム	令和5年度から新たに取り組む「梅酒ツーリズム事業」において創出するコンテンツの楽しみ方を表現する映像を制作すること。	－	※梅酒ツーリズム事業の進捗に合わせて、別途提示します。	60秒以内
18	田辺市ダイジェスト動画	各種観光素材を組み合わせ、田辺市の多様な魅力を表現できる映像を制作すること。	－		3～5分程度

※それぞれ撮影素材を組み合わせることも可。